



経済産業省 特許庁  
意匠審査官採用案内

デザイン、  
ビジネス、  
イノベーション  
を支える  
国家公務員。



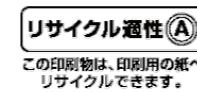
意匠審査官採用案内

経済産業省 特許庁  
審査第一部 意匠課 企画調査班（採用担当）

〒100-8915  
東京都千代田区霞が関3-4-3  
TEL : 03-3581-1101（内線2907）  
E-mail : PA1530@jpo.go.jp

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/isho/index.html>

発行：2025年11月



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

「カタチ」の価値を、確かなものに。  
デザイン、ビジネス、イノベーションを 支える意匠審査官。

時代と共に発展するデザイン

18世紀後半に欧州で始まった産業革命は、モノの生産を手工業から機械工業へと転換させ、人々の生活を一変させる工業製品が量産されるようになりました。しかし、それらは、手仕事によって生み出されてきた従来のモノのように、必ずしも人々の生活に馴染むような洗練されたものではありませんでした。こうした背景のもと、機械化によってモノから失われた質や人間性を回復させ、新しい産業と生活との調和をもたらす営みとして近代的なデザインの概念が生まれたのです。

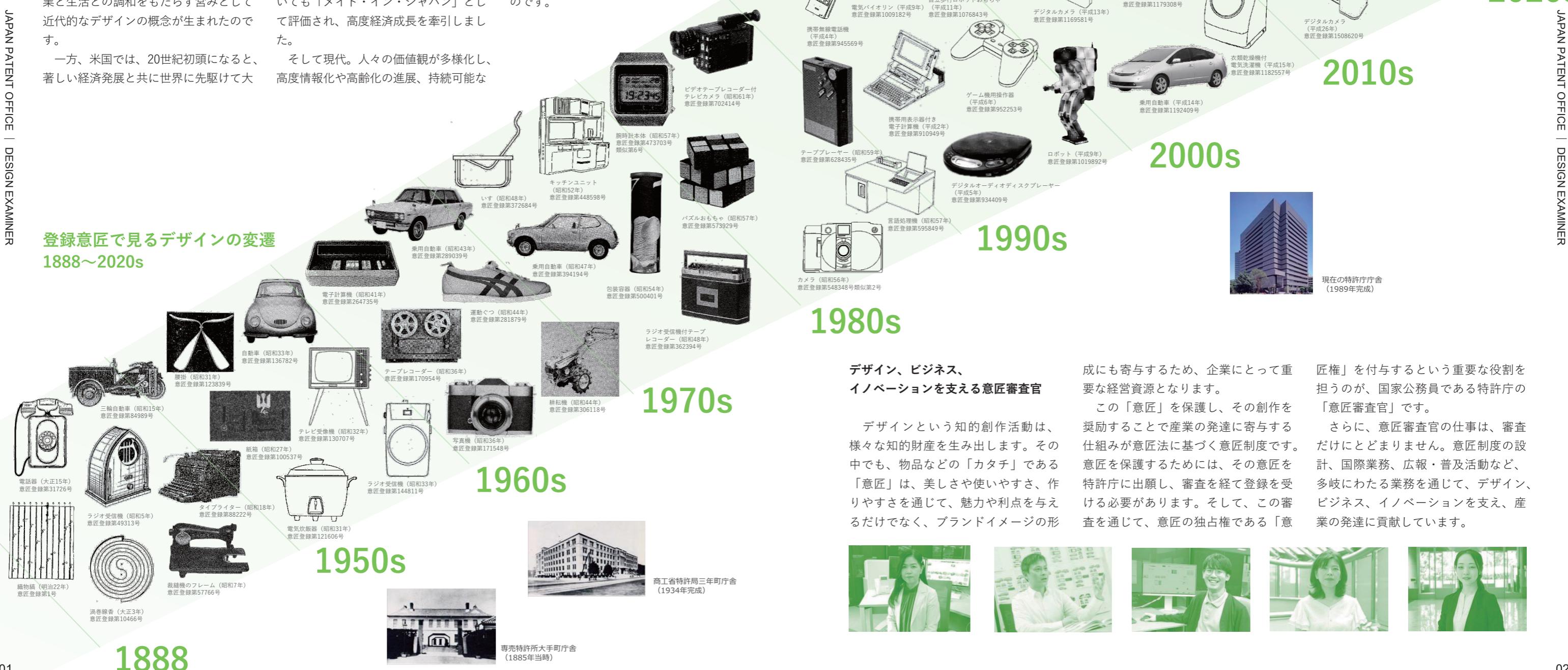
一方、米国では、20世紀初頭になると、著しい経済発展と共に世界に先駆けて大

量生産・大量消費の時代が到来。人々は市場においてデザインの優劣が製品の売上を大きく左右することに気付き、生産性に配慮しつつも、多様なニーズに適合するようデザインされた製品が市場を席巻していきました。

こうした欧米の動きに追随してきた日本においても、20世紀中盤になると、産業界の中でデザインが本格的に導入され始めます。高度な技術に裏打ちされ、日本の美意識を基にデザインされた高品質な自動車や家電製品などは、海外においても「メイド・イン・ジャパン」として評価され、高度経済成長を牽引しました。

そして現代。人々の価値観が多様化し、高度情報化や高齢化の進展、持続可能な

# 登録意匠で見るデザインの変遷 1888~2020s



デザイン、ビジネス、  
イノベーションを支える意匠審査官

デザイン、ビジネス、  
イノベーションを支える意匠審査官

デザインという知的創作活動は、様々な知的財産を生み出します。その

デザインという知的創作活動は、様々な知的財産を生み出します。その

デザインという知的創作活動は、様々な知的財産を生み出します。その中でも、物品などの「カタチ」である「意匠」は、美しさや使いやすさ、作りやすさを通じて、魅力や利点を与えるだけではなく、ブランドイメージの形

成にも寄与するため、企業にとって重要な経営資源となります

成にも寄与するため、企業にとって重要な経営資源となります

この「意匠」を保護し、その創作を奨励することで産業の発達に寄与する仕組みが意匠法に基づく意匠制度です。意匠を保護するためには、その意匠を特許庁に出願し、審査を経て登録を受ける必要があります。そして、この審査を通じて、意匠の独占権である「意

「匠権」を付与するという重要な役割を担うのが、国家公務員である特許庁の「意匠審査官」です。

さらに、意匠審査官の仕事は、審査だけにとどまりません。意匠制度の設計、国際業務、広報・普及活動など、多岐にわたる業務を通じて、デザイン、ビジネス、イノベーションを支え、産業の発達に貢献していきます。

# 特許庁のミッション・ビジョン・バリューズ

より良い未来を拓く「知」は、  
一人ひとりの「やりたい」から始まり、  
その情熱こそが、真に豊かな未来へ導いてくれることを確信しています。

私たちは、「知」に寄り添い、  
培ってきた実務の知見と最先端の技術を融合しながら、  
未来を拓く「知」が育まれ、新たな価値が生み出される知財エコシステムを、  
知的財産に関わる全ての人たちと協創します。

暮らしの質の向上から社会的課題の解決まで、  
一人ひとりが創造力を発揮したくなる社会を実現するため、  
イノベーションを促進することに  
私たちは、全力で取り組みます。

**Mission**  
「知」が尊重され、一人ひとりが  
創造力を発揮したくなる社会を実現する

**Vision**  
産業財産権を通じて、未来を拓く  
「知」が育まれ、新たな価値が生  
み出される知財エコシステムを協  
創することで、イノベーションを  
促進する

**Values**  
・透明性をもって、公正、公平に実務を行う  
・ユーザーの立場で考える  
・前例にこだわらず、改善を続ける  
・新たな技術・知識を常に学び取り入れ、  
プロフェッショナルとして主体的に行動する  
・多様な個性を尊重し、かけ合わせ、お互いを  
高め合う  
・特許庁全体の視野に立つ

## INDEX

- |                             |                         |
|-----------------------------|-------------------------|
| 01 イントロダクション                | 11 意匠審査官の業務 ①審査官、審判官として |
| 03 特許庁のミッション・ビジョン・<br>バリューズ | 13 意匠審査官の業務 ②行政官として     |
| 04 意匠課長からのメッセージ             | 15 業務紹介とメッセージ           |
| 05 知的創造活動を支援する産業財産権制度       | 20 意匠審査官の一週間            |
| 07 意匠制度の概要                  | 21 若手座談会                |
| 09 特許庁の組織と役割                | 23 充実した研修制度             |
| 10 意匠審査官のキャリアパス             | 24 働き方改革の推進             |
|                             | 25 採用情報                 |

# 意匠課長からのメッセージ

すべては  
ユーザーのビジネスのために



みなさんは、就職活動をする前から意匠審査官という職種をご存じでしたでしょうか。多くの方は、聞いたことがないか、詳しくはわからないといったところかと思います。

意匠審査官の業務内容等については、次ページ以降の案内に詳細な説明が掲載されているので、ぜひそちらをご覧いただければと思いますが、意匠審査官は、意匠審査の専門家である前に、国家公務員であるということを皆さんには強く意識していただきたいと考えています。

日本国憲法第15条第2項には、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」とあり、国家公務員法第96条には、「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、～」とあります。したがって、国家公務員である意匠審査官が業務を遂行するにあたっては、国民全体のためになっているか、公共の利益のためになっているかを常に判断軸として持つことが求められます。

意匠審査においては、出願された意匠が法律で定められた登録要件を満たしているかを意匠審査基準に沿って審査しますが、同時に、この意匠が権利化されることは、権利者のビジネスにとって有効か、逆に強すぎる権利となって産業界全体の発展を阻害しないか、についても思いを馳せながら判断してほしいと思います。

行政官としての業務においても、例えば意匠制度の見直しをする際は、ユーザーニーズを見極めて適時適切な対応を行っていくことが重要ですが、権利者と第三者とのバランスをしっかりと考慮することも必要です。

特許庁では多種多様な研修が用意されておりますが、これを単に自分自身の成長のためと捉えず、自分を成長させることによって、より質の高いサービスをユーザーに提供するため、と捉えて欲しいと思います。

ユーザーのビジネスのため、社会全体のために意匠審査官として働きたいと思う方をお待ちしています。

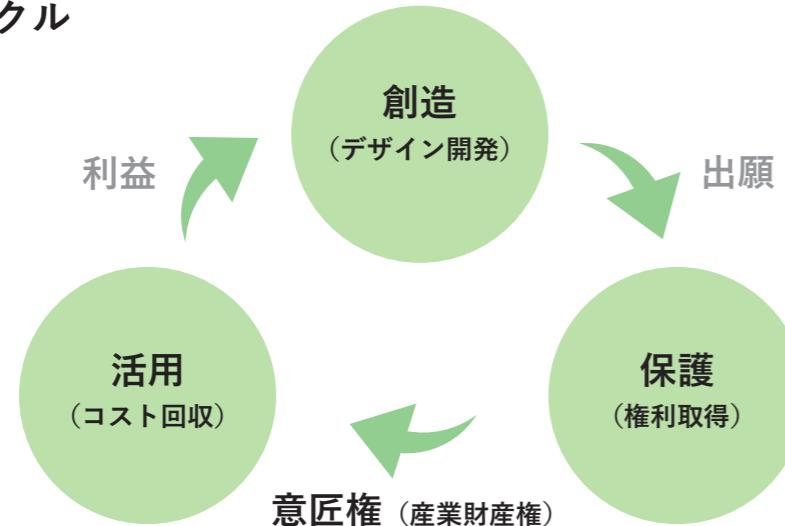
意匠課長 久保田 大輔

# 知的創造活動を支援する産業財産権制度

## 主な知的財産権

知的財産権	産業財産権
特許権 (特許法)	●発明（技術的アイデアのうち、高度なもの）を保護 ●出願から最長20年の保護 ●例：通信の高速化、携帯電話の通信方式に関する発明
実用新案権 (実用新案法)	●考案（技術的アイデアのうち、物品の形状、構造等に関するもの）を保護 ●出願から最長10年の保護 ●例：ベルトに取付け可能なスマートフォンカバーの形状に関する考案
意匠権 (意匠法)	●意匠（物品・建築物の形状、模様、色彩や画像）を保護 ●出願から最長25年の保護 ●例：美しく使いやすい電話機の形状
商標権 (商標法)	●商標（商品やサービスを他者と区別するための名称やマーク）を保護 ●登録から10年（更新可）の保護 ●例：電話機メーカーが他者製品と区別するために表示するマーク
著作権 (著作権法)	●著作物（思想、感情の創作的な表現）を保護 ●作者の死後70年（映画は公表後70年）の保護

## 知的創造サイクル



### 知的財産権と産業財産権

知的財産権とは、人間の幅広い知的創造活動によって生み出されたものを、財産として一定の期間保護する権利です。そのうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つを総称して、産業財産権といいます。産業財産権に含まれない知的財産権には、例えば著作権があります。

### 産業財産権制度の目的

産業財産権制度は、公益的観点から権利者と第三者それぞれの利益のバランス

を考慮し、産業の発達に寄与することを目的としています。

権利者には、創作された技術（特許・実用新案）、デザイン（意匠）、名称やマーク（商標）について独占権を得た内容を開示する義務を負い、また、第三者は他人が得た独占権を尊重する義務を負います。

産業財産権制度は、権利者と第三者それぞれが、互いに権利を得つつも義務を負うことで、産業の発達に寄与しています。

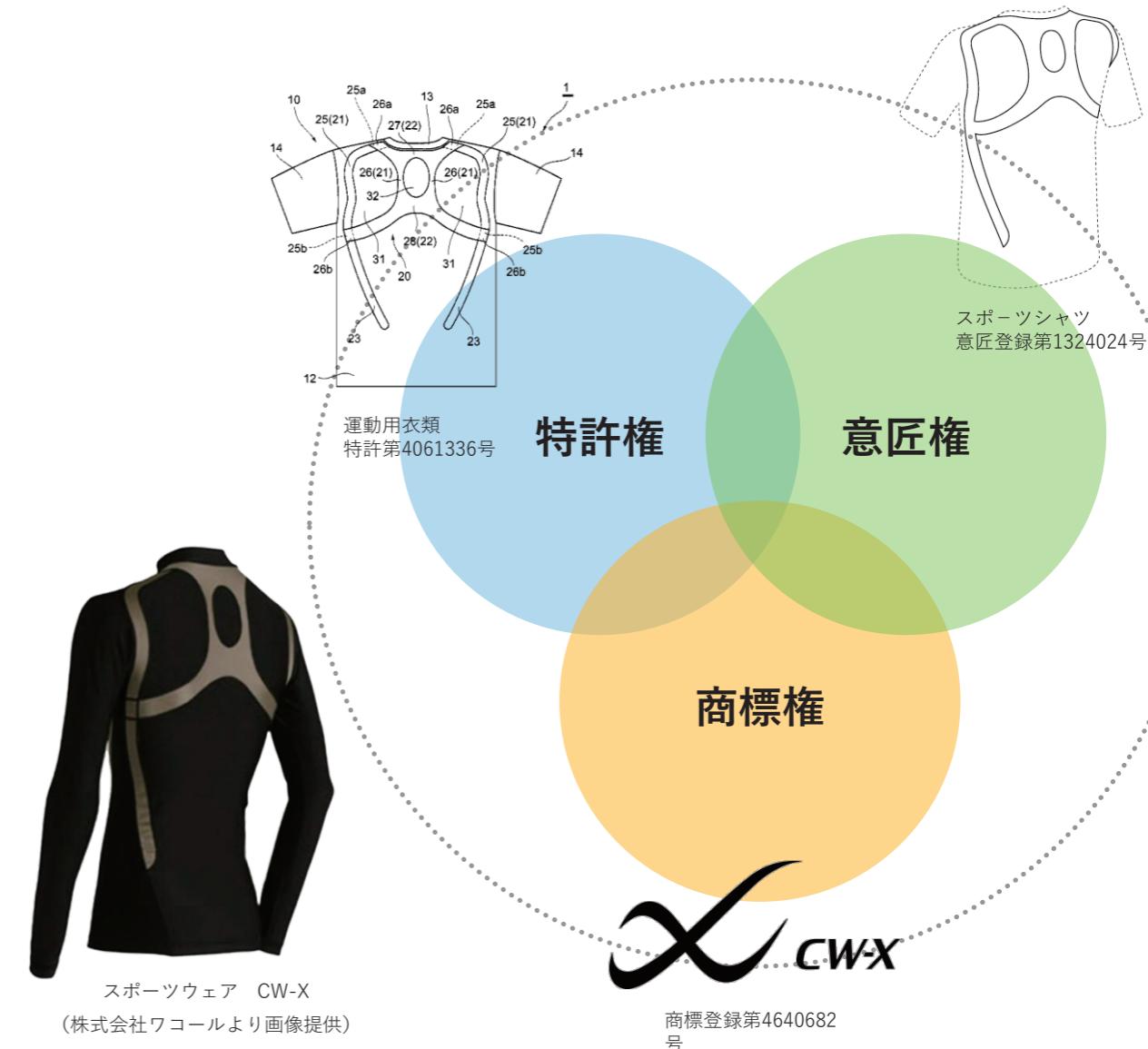
第三者には、特許庁に出願された特許情報や登録意匠の情報等を公開することによって、他人と重複した研究や開発の

無駄を省いたり、新しい創作のヒントを与えていたりすることで、産業の発達を促します。

その一方で、権利者は独占権を得た内容を開示する義務を負い、また、第三者は他人が得た独占権を尊重する義務を負います。

産業財産権制度は、権利者と第三者それぞれが、互いに権利を得つつも義務を負うことで、産業の発達に寄与しています。

## 知的財産の複合的保護の例



### 産業財産権と知的創造サイクル

産業財産権制度は、①研究開発（創造）された優れた成果を保護（権利化）し、②産業財産権の活用等によって収益を生み出し、③そして再び新しい研究開発に役立てるという、知的創造サイクルの原動力となっています。

### 産業財産権の活用形態

権利者は、取得した産業財産権を独占的に活用することができます。活用形態には以下があります。

### (1) 自己実施

権利者自らが、独占的に実施することにより、自社製品の製造販売等を有利に行えます。

### (2) 許諾（ライセンス）

取得した権利は、他人に許諾（ライセンス）して、その対価を得ることができます。

### (3) 移転（譲渡・担保）

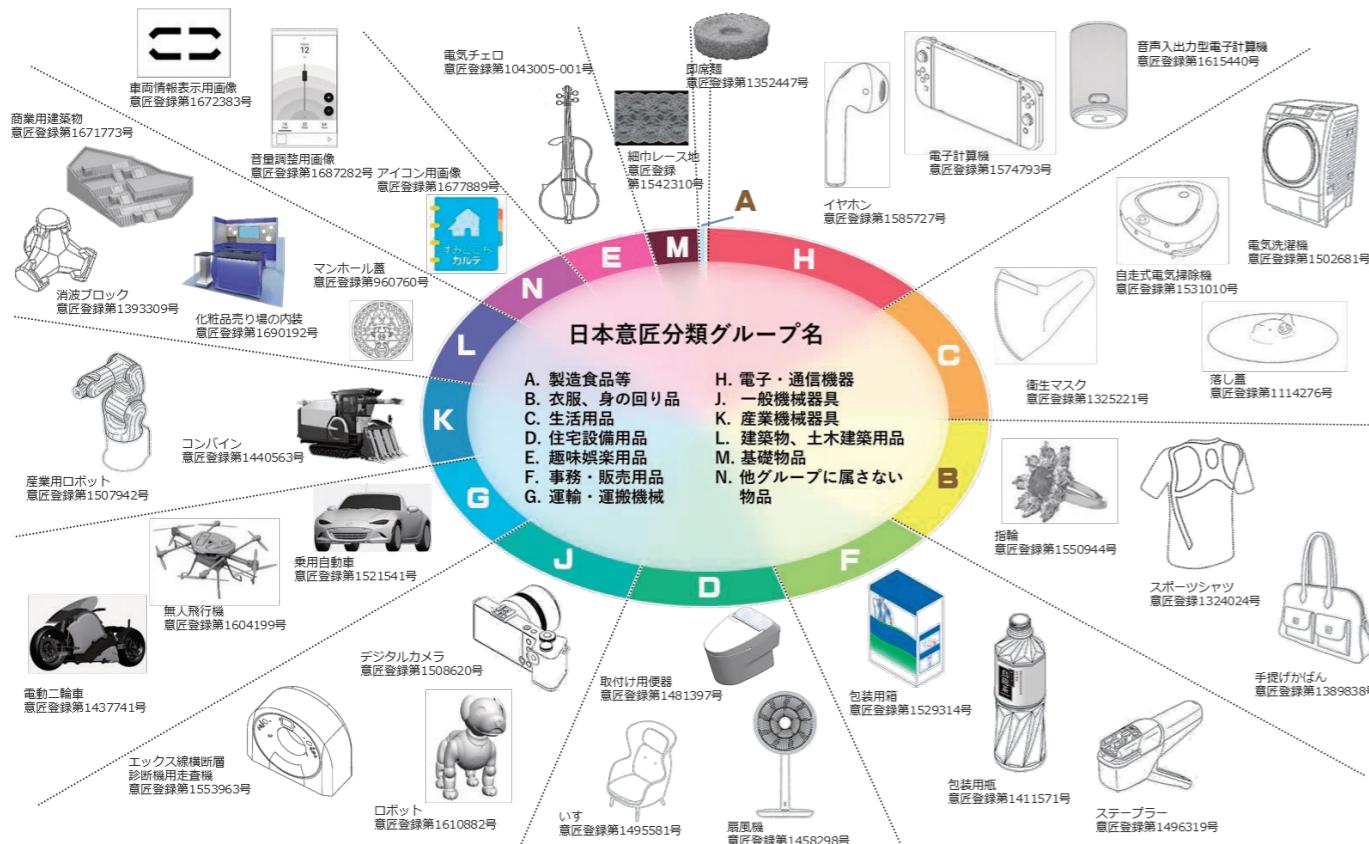
財産権として、権利自体を移転（譲渡・担保化）することができます。

### 知的財産の複合的保護

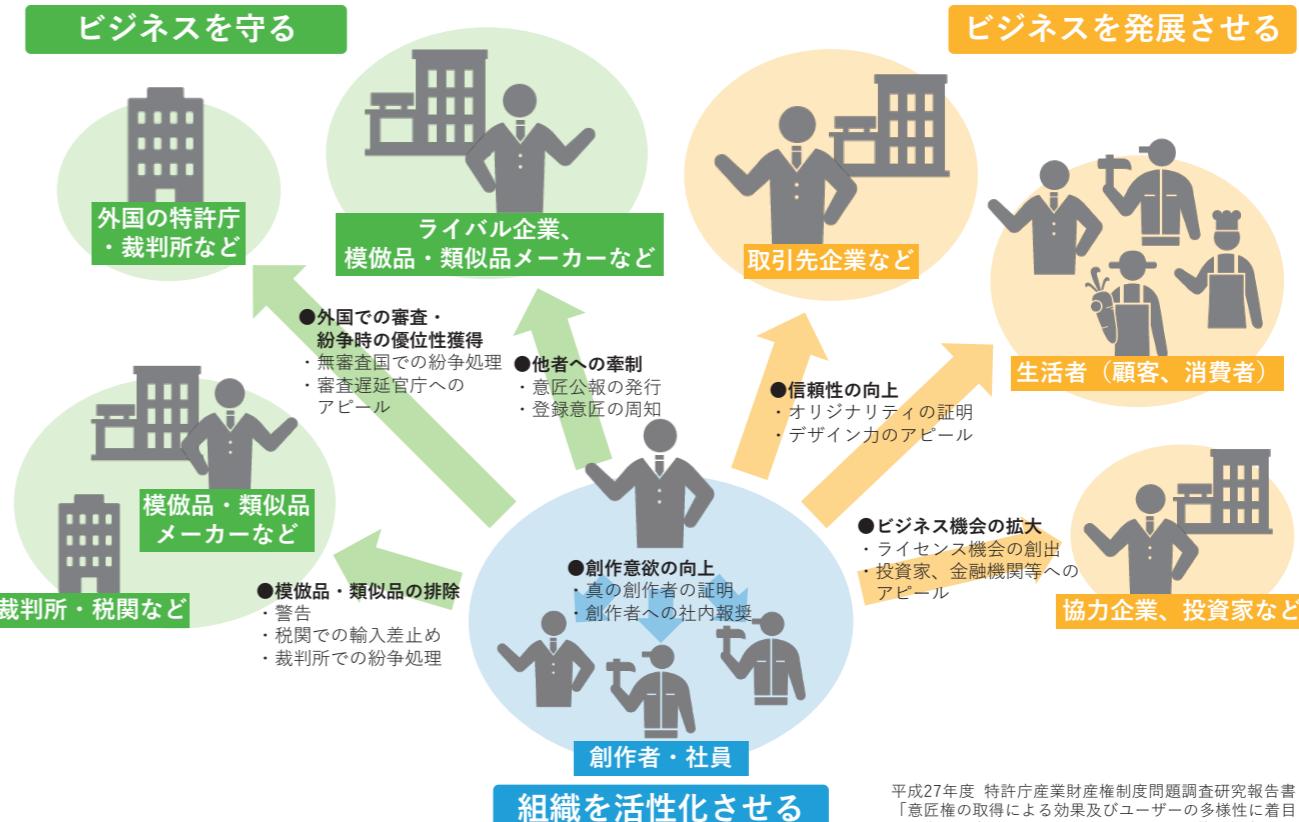
一つの製品に関して、技術的アイデアは特許権、外観のデザインについては意匠権、商品名やマークについては商標権を取得するなど、複数の知的財産権により複合的な保護を図ること（いわゆる「知的財産権ミックス」）で、様々な模倣に対抗することができるようになります。ひいてはブランドの形成、企業の競争力の強化に寄与することができます。

# 意匠制度の概要

## 意匠権で保護された身の回りの製品デザインの例

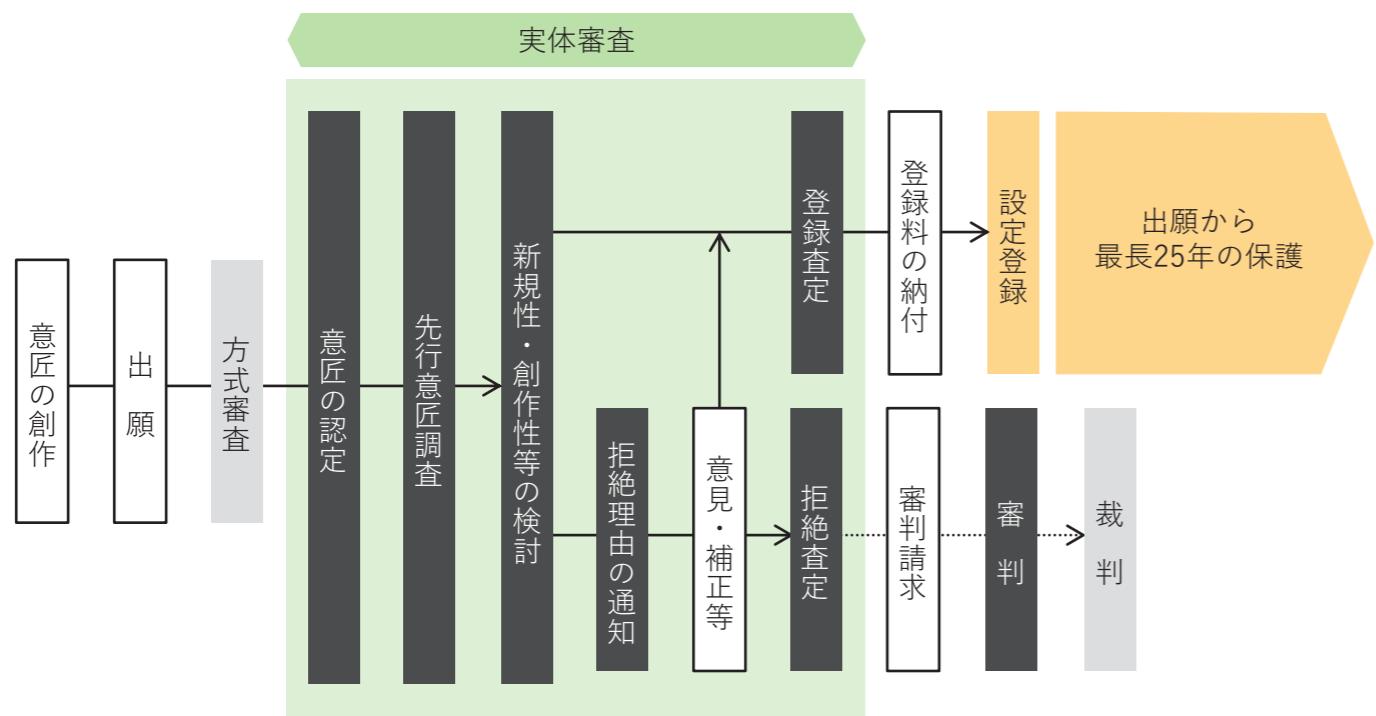


## 意匠権に期待される効果の例



平成27年度 特許庁産業財産制度問題調査研究報告書  
「意匠権の取得による効果及びユーザーの多様性に着目した意匠制度の活用に関する調査研究」を基に作成

## 出願から登録までの流れ



### 意匠制度とは

魅力的なデザインは、市場での競争力を高める一方で、模倣の対象になり得ます。意匠制度は、新しく創作された意匠を創作者の財産と位置付け、その保護と利用のルールについて定めることにより、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的としています。

### 意匠法の保護対象

携帯情報端末、包装用瓶から電気洗濯機、指輪、椅子、乗用自動車、即席麺に至るまで、あらゆる製品のデザインが「意匠」として意匠権で保護されています。

意匠法の保護対象となる「意匠」とは、I.物品の形状、模様、色彩やこれらの結合（以下、「形状等」といいます）、II.建築物の形状等、III.画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるものです。また、物品等の「部分」のデザインも「意匠」に含まれます。

### 意匠の登録制度

意匠権による保護を受けるためには、保護を受けようとする意匠について、特許庁に意匠登録出願をし、意匠登録を受けなければなりません。出願をする場合、願書にその意匠を表す図面または写真などを添付して特許庁に出願する必要があります。

意匠審査官は意匠登録出願を審査し、意匠権を与えるか否かを判断しますが、この判断にあたっては、主に次の要件が重要になります。

- (1) 新規性（今までにない新しい意匠であるか）
- (2) 創作性（容易に創作をすることができたものでないか）

出願前に、出願された意匠と同一又は類似の意匠が国内外で公に知られていない、または刊行物やインターネット上等に掲載されていないこと。

意匠の分野について通常の知識を

有する者が容易に創作することができた意匠ではないこと。

### 意匠登録の効果

意匠審査官による審査の結果、「登録査定」を受けると、出願人が所定の手続きを行うことにより、意匠権の設定の登録がなされ、その登録内容を周知するための意匠公報が発行されます。

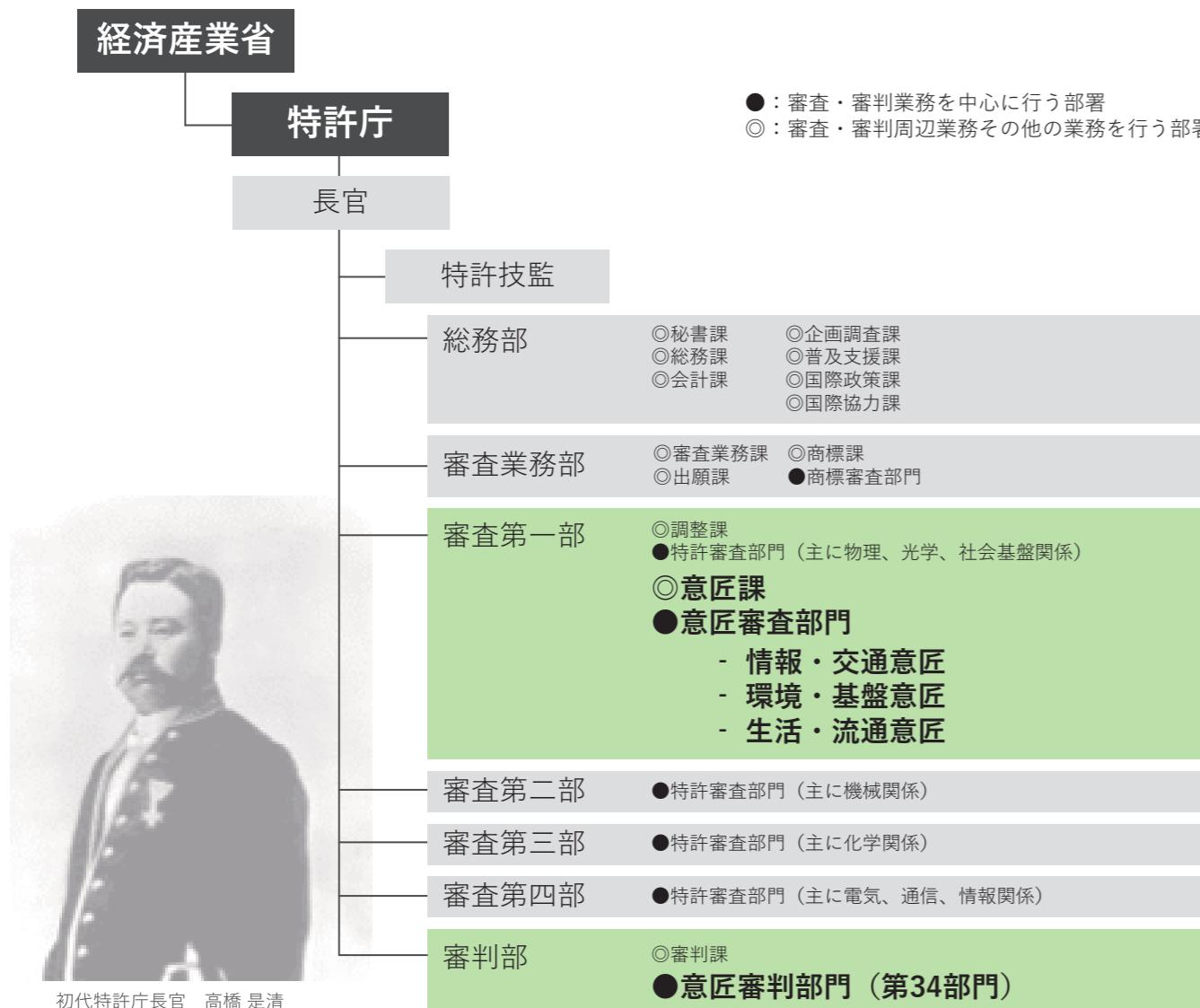
この意匠権は、意匠登録を受けた意匠（登録意匠）と同一又はこれに類似する意匠にまで効力が及び、その権利を有する者（意匠権者）は、類似する意匠をも含めた登録意匠をビジネスにおいて実施（製品の製造、使用、輸出入など）する権利を専有することができます。

意匠権の存続期間は、意匠登録出願の日から最長25年間です。

## 特許庁の役割と組織

特許庁は、長官、特許技監、総務部、審査業務部、審査第一部、審査第二部、審査第三部、審査第四部、審判部から組織され、  
 ①産業財産権の適切な付与、②産業財産権施策の企画立案、③国際的な制度調和と途上国協力の推進、④産業財産権制度の見直し、  
 ⑤中小企業・大学等に対する支援、⑥産業財産権情報提供の拡充等、日本の産業の発達に向けた取組を積極的に進めています。

意匠審査が行われているのは、審査第一部の意匠審査部門、意匠審判が行われているのは、審判部の第34部門です。意匠審査官は、意匠権の適切な付与だけでなく、行政官としての業務も行います。



## 意匠審査官が行政官として在籍している課室等の例

※2025年4月時点

特許庁	庁外への出向等
○意匠課	○経済産業省（デザイン政策室）
○国際協力課	○財務省（東京税関）
○総務課（広報室）	○経済協力開発機構（OECD）
○総務課（情報技術統括室）	○公益財団法人日本デザイン振興会（JDP）

## 意匠審査官のキャリアパス

採用後は、学業等の経験に応じ、2~4年間の審査官補の期間を経て、審査官に昇任します。昇任後は、審査官として意匠の審査業務に従事するほか、行政官として意匠に関する施策の企画立案、制度設計、国際業務、普及支援、ITシステム開発などに携わる機会があります。また、庁外へ出向する機会もあります。審査・審判と行政の両方の経験を十分積んだ後は、意匠審査・審判を統括するマネージャーや意匠行政の中核を担うリーダーとしての活躍が期待されます。



# 意匠審査官の業務 ①審査官、審判官として

## 意匠審査の流れ

審査官の主な業務は、もちろん意匠審査です。意匠審査では、一人ひとりの審査官が複数の分野の審査を担当しています。



①意匠の理解

願書と願書に添付された図面を読み込み、物品等の用途や機能、物品等の全体の形態、各部の形態を正確に把握し、先行意匠調査を行う範囲を決定します。



②先行意匠調査

約1,300万件の意匠情報が蓄積されている「意匠検索システム」を用いて、過去の意匠登録出願、国内外の意匠公報、国内外のカタログ・雑誌、ウェブサイトを対象として、検討の際に参考となる先行意匠を調査します。必要に応じて、公開特許公報や登録実用新案公報を検索したり、SNSや動画投稿サイトなどインターネット上に参考となる資料が無いかを確認することもあります。



③新規性・創作性等の検討

出願された意匠と、先行意匠とを比較するなどして、出願された意匠が、今までにない新しい意匠であるか（新規性）、容易に創作をすることができたものでないか（創作性）など、意匠法により定められた観点に照らして検討します。

④判断（登録／拒絶）

出願された意匠が拒絶の理由に該当しないと判断した場合は「登録査定」を行い、拒絶の理由があると判断した場合は「拒絶理由通知」を行います。（拒絶の理由が解消しない場合、「拒絶査定」を行います。）審査結果は書面により出願人に通知するため、平易な表現で要点が的確に伝わるように記載することが必要です。審査官は、すべての案件について指導審査官と協議を行い、作成した文書の内容についてチェックを受けます。

## 審判官の業務

拒絶査定に不服がある場合、出願人は審判請求を行うことができます。「拒絶査定不服審判」では、審判官の合議体が、判断をするための調査を行った上で、審査官による拒絶査定が妥当であったか否かを審理し、審決を行います。

また、本来、権利にはならない意匠に対して意匠権が与えられた場合、その意匠権を無効とし、初めからなかったものとする手段として、「無効審判」の制度があります。無効審判では、審判廷等で審判請求人と意匠権者が直接主張や立証、反論を行い、審判官の合議体が、その意匠権が無効であるか否かを審理し、審決を行います。



## 主な登録要件

### 新規性

国内外の意匠と比較して新しい意匠であるかどうかを判断

#### 出願された意匠



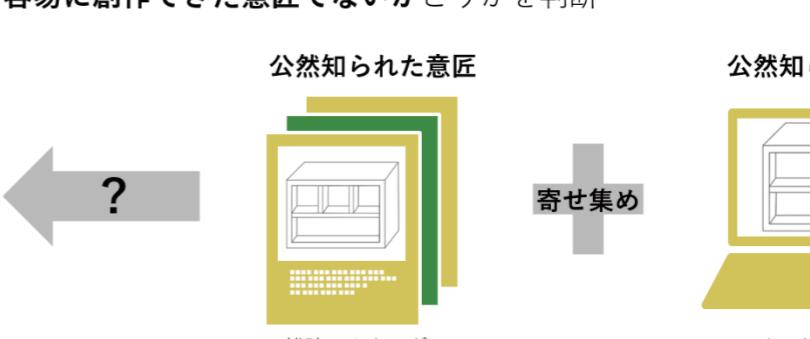
#### 公然知られた意匠



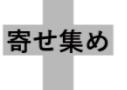
### 創作性

容易に創作できた意匠でないかどうかを判断

#### 出願された意匠



#### 公然知られた意匠



## 審査に資する情報収集

審査官は、審査を担当する分野の出願を審査するだけでなく、担当分野の業界動向や、製品のデザイン・技術等に対する理解を深めるために、日頃から様々な方法で情報収集も行います。



### 出願人（企業）との意見交換

製品開発を行う企業のデザイナーや技術者、知財担当者と意見交換を行います。担当分野の物品を実際に作って、販売している側の思いを聞いたり、製造現場に立ち会うことで、担当分野のデザイン・技術等に対する理解が深まります。



### 展示会への参加

担当分野に関連する展示会が開催される際には、積極的に参加し、情報収集を行います。実際に担当分野の物品を見たり、触れたりすることで、製品のデザインや技術に対する理解を深めたり、デザイントレンドを掴むことができます。

## 意匠審査官の業務 ②行政官として

行政官の業務には、制度設計、国際業務、ITシステム開発、広報・普及支援などがあり、意匠審査官が活躍する場面は多岐にわたります。具体的な業務内容やそのやりがい、身につくスキルなどを、各業務に従事した経験のある審査官からのメッセージとして紹介します。

### 制度設計



意匠制度の根幹である意匠法や、意匠審査に用いられる意匠審査基準は、意匠制度を利用するユーザー団体、学者、デザイナーなどの外部有識者による議論を経て、必要に応じて見直しを行い、適切に維持・管理しています。制度・基準の見直しの必要性を検討するため、例えば近年では仮想空間ビジネスや生成AI利用の拡大等の今日的課題とデザイン創作に関する調査研究や、外部有識者の議論の場での事務局業務を、庁内の他の課室とも協力しながら行っています。

国民が利用する制度を改善していくのは、霞が関で働く醍醐味です。意匠法に限らず知的財産法全般に関する専門性や大勢の関係者を取りまとめる調整力が身につきます。

### 国際業務



意匠分野の国際協力のため、「意匠五庁（ID5）会合」をはじめとする様々な国際会議へ出席し、世界の知的財産庁の意匠責任者・担当者と議論をします。

また、新興国の知財庁の意匠審査官を研修生として受け入れたり、新興国の知財庁からの要望に応じてオンラインの講義を提供したりすることにより、新興国に対する人材育成等の支援を行います。

国際業務を通じて、日本と海外の意匠制度の違いを学ぶことができ、また、日本の考えを海外知財庁の担当者に理解してもらうために、相手の制度を踏まえて説明する姿勢を身につけることができます。

### ITシステム開発



先行意匠調査を行う際に利用する「意匠検索システム」や、拒絶理由通知書などの文書作成を行う「意匠審査周辺システム」のような、意匠審査官をはじめとする職員が使用するITシステムの開発・改造や、運用・保守等を行います。さらに、内製ツールのアジャイル開発に携わる機会もあります。

開発は外部事業者等と協力して進めるため、自分自身にプログラミングスキルは必要ありません。システムのいちユーザーでもある立場としてより良いシステムを実現するため、事業者に分かりやすく伝える能力（論理的思考力）や、クリエイティブな発想力も求められます。

### 広報・普及啓発



意匠課では意匠制度普及を担うプロジェクトチームを編成し、学生、企業、弁理士、デザイナー、海外のユーザーなど、初心者から専門家まで多種多様な層に向けて、説明会やセミナーのようなイベントの実施、動画コンテンツやパンフレットの作成等に取り組んでいます。特許庁広報室では、意匠制度にとどまらず産業財産権全般の広報を担当します。

審査をするだけではなかなか知ることができない権利の「活用」の実態をより深く知ることができますのが魅力です。また、相手が誤解しているようなポイントを見極めて、産業財産権の重要性や魅力に気付いてもらえるように伝える力が身につきます。



意匠五庁（ID5）会合



産業競争力とデザインを考える研究会

### 経産省のデザイン政策



意匠審査官が経済産業省デザイン政策室に出向しており、デザインによる産業振興や地域活性化等の推進に取り組んでいます。デザイン政策研究会やデザイン研修の開催、デザイン賞の後援、インタウンデザイナーの拡大、企業ミュージアムに所蔵されたデザイン資源の活用など、業界の様々なプレーヤーと連携しながら政策を立案し、遂行します。

知的財産権の枠に留まらない幅広い文脈でのデザイン活用に関する知見や、室員を率いるリーダーシップ、省内外の者との調整・交渉能力が身につきます。

### 税関の取締業務



税関では、麻薬や拳銃の取締りだけでなく、権利者からの輸入・輸出差止申立てに基づいた知的財産権侵害品の取締り業務を行っています。意匠審査官も特許庁から税関へ出向しており、差止申立てを検討中の権利者との面談、必要書類のチェック、意匠権侵害の疑いがある物品が税関で発見された場合の類否判断、ユーザーへの講演会などの業務に携わります。

税関は実際の権利行使を間近で見聞きできる現場であり、非常に貴重な経験ができます。また、意匠権による税関での取締り実績は年々増加傾向にある中で、権利者と同じ目的意識を持って業務に従事できることには、大きなやりがいを感じます。

### 審査周辺業務



効率的かつ品質の高い審査を実施できるように、企業との意見交換会に向けた取りまとめ、早期審査制度の企画・運用、意匠課や意匠審査部門に必要な予算の確保、審査の進捗状況の取得、審査の品質管理、人材育成など、様々な観点で審査官を支援します。業務内容は非常に広範となるため、各業務を手分けして担当しています。

審査業務に従事した経験を活かしながら、施策を日々改善していくこと、そして、それが（自分自身もある）意匠審査官に直接還元されていくことにやりがいを感じます。



子ども霞が関見学デー



デザイナー向けの説明会

## 業務紹介とメッセージ

### デザインによる産業競争力強化を支援する意匠審査官 チャレンジ精神のある皆さんに期待



#### 産業競争力強化を支援する意匠審査官

我が国意匠制度は、近代産業の黎明期である明治21年（1888年）に始まり、以来約130年以上の永きにわたり、デザインの発展と産業競争力の強化を支えてきました。

我が国近代産業は、繊維産業等を中心とする軽工業に始まっており、意匠登録第1号は、当時の産業動向を反映した織物地の意匠でした。意匠制度は、独創的なデザインを保護することで、新たなデザインの創作を奨励し、産業の発達を目指すものです。我が国意匠制度は、産業の発展の歴史と共に歩み、その時代に則しながら、適切な保護の在り方を追求続けてきました。

製品やサービスのコモディティ化が進む今、革新的な技術を開発することに加え、顧客視点でニーズを見極め、新しい価値に結び付けることが重要となってきています。意匠制度は、こうしたイノベーションの成果を、目に見えるカタチの側面から保護していくものであり、意

匠審査官は、もののカタチから創作の主眼を読み解き、適切に判断して「強く、広く、役に立つ」権利を適時に設定していく役割を担っています。

近年、IoTやAI、ビッグデータ等の新技術が急速に普及し、産業界を取り巻く状況は劇的に変化しています。あらゆる製品やサービスがインターネットにつながる時代、新技術の特性を活かした新たなデザインが次々と生み出されており、こうしたデザインを適切に保護するための制度整備も進んでいます。意匠制度は、デザインの力による産業競争力を、知的財産の側面から常に支援し続けるものであり、信頼性の高い高品質な審査が不可欠であることから、意匠審査官への期待は日々高まっています。

#### チャレンジ精神のある皆さんに期待

意匠審査官の業務は、意匠審査というスペシャリストの業務だけではありません。入庁後の業務は、未来の意匠制度の企画立案や、国際機関や各国官庁とのグ

**情報・交通意匠  
上席審査長**

**SHIMOMURA, Keiko  
下村 圭子**

<主な経歴>

- 1994年 特許庁入庁
- 1998年 審査官
- 1999年 英国留学（EJEF）
- 2001年 国際課 地域政策班 地域政策第二係長
- 2002年 意匠課 意匠制度企画室
- 2006年 意匠課 意匠審査基準室
- 2011年 審査部審査官
- 2012年 意匠課 意匠審査基準室 課長補佐
- 2016年 主任上席審査官
- 2017年 生活・流通意匠 上席総括審査官
- 2018年 環境・基盤意匠 上席総括審査官
- 2019年 環境・基盤意匠 審査監理官
- 2020年 意匠課長
- 2023年 現職

### 意匠審査の奥深い世界 さまざまな分野を担当することで広がる視野



#### 意匠審査の奥深い世界

ここでは意匠審査官の業務を少しご紹介します。

意匠登録出願があると、審査官はその意匠が既存の意匠と同一・類似でないかを検討し、新規性の有無を判断します。この判断は、意匠登録出願の登録可否を左右する重要な業務です。

具体的には、意匠の共通点・相違点を抽出し、それが購入者などに与える印象を評価して総合的に判断します。

類似の意匠と認められる範囲が狭すぎると意匠権によって模倣品を排除できず、ブランド価値の低下や消費者の安全への影響が懸念される一方、範囲が広すぎるときん制効果が強力になりすぎてしまい、第三者の自由な創作が妨げられる可能性もあります。審査官の判断は「保護」と「創作の自由」のバランスを取るうえで極めて重要で、社会にも大きな影響を及ぼします。

審査には「類似とは何か」「創作とは何か」といった本質的な問い合わせ

機会が多く、こうした思考の積み重ねの中で得られる気づきや学びを大切にしながら、責任感を持って業務に取り組んでいます。

#### さまざまな分野を担当することで広がる視野

意匠審査部門には三つの審査室があり、審査を行う物品等の分野によって部署が分かれています。

たとえば電化製品であれば、テレビ、レコーダー、スピーカーなどの映像機器、音響機器は「情報・交通意匠」、エアコンや扇風機などの冷暖房機器、空調機器は「環境・基盤意匠」、冷蔵庫や洗濯機などの生活家電は「生活・流通意匠」で担当します。

各審査室では、さらに審査官ごとに物品分野を分担し、専門的に審査していきます。ただし、その担当分野はずっと同じというわけではなく、出向などで審査業務を離れることもあれば、年度の始まりなどに担当分野が変わることもあります。

**生活・流通意匠  
審査官**

**TAKESHITA, Yutaka  
竹下 寛**

<主な経歴>

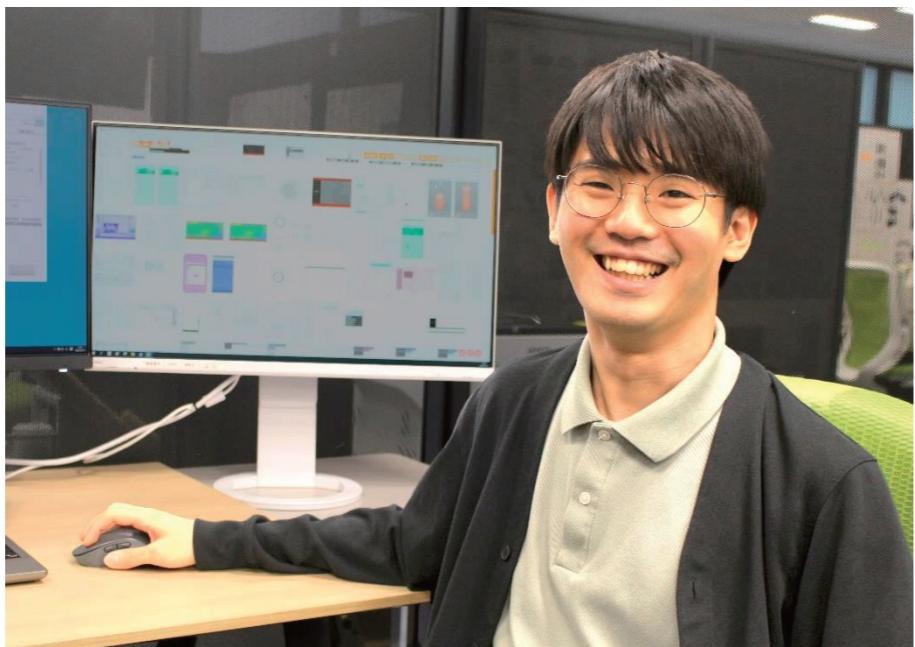
- 1998年 特許庁入庁
- 2002年 審査官
- 2003年 総務課 情報システム室
- 2012年 意匠課 意匠制度企画室
- 2017年 審査部 第34部門
- 2018年 意匠課 意匠審査基準室
- 2022年 生活・流通意匠
- 2025年 現職

す。こうしてさまざまな分野を経験することで視野が広がり、日々の業務の中で新しい発見があります。

意匠審査官は全体で約50名と少人数のため、3つの審査室は同じフロアにあります。座席もフリーアドレス制になっているため、審査室の垣根はほとんど感じられません。意匠審査部門全体が一つのチームのような雰囲気で、困ったときには自然に助け合える環境ができています。

今後も自分の役割を見つめ、少しでもチームの力となれるよう努めていきたいと思います。そして、意匠法が掲げる「意匠の創作の奨励」や「産業の発達」という目的に沿った審査を追求し、社会に貢献していきたいと考えています。

## ITシステムを通じて快適な仕事をサポート 経験が思わぬところで役に立つ



### ITシステムを通じて快適な 仕事をサポート

今は昔、意匠審査官は、紙の資料を一枚ずつ手でめくりながら先行意匠調査を行い、紙とペンの手書きで出願人に通知する書類を作成していたそうです。当時はそれが当然だったわけですが、もちろん現在では、審査業務の全体を通して、専用の業務システムを利用してPC上で効率的に行えるように整備されています。

しかし、システムはときに予期せぬ不具合を起こすこともありますし、法改正等による業務の変化に合わせてシステムを改修しなければならないこともあります。また、近年では、大規模なシステム開発を業者に外注するのではなく、小回りが効くように、エンジニアと協力しながら意匠課内でシステムを「内製」することも増えています。このようなシステムの開発や管理も、実は、意匠審査官採用の職員の仕事のひとつです。

ITシステム関連業務の面白いところだと感じるのは、審査業務と相互かつ密接

に結び付いているという点です。業務システムは、審査業務で起こり得る多種多様な状況を想定して設計されていますから、業務システムを深く理解することで、審査業務の知識も深まります。逆も然りで、審査をしていると「この状況に対応するために、こういう設計のシステムになっていたのか！」など気が付くことがあります。審査官がITシステムの仕事もするというのは意外に思われるかもしれません、そういった点で、双方の仕事に良い影響を与えています。

そしてもう一つ、この仕事の良いところは、身近な人の役に立てるということです。国家公務員たるもの、国民全体のために仕事をしていますし、そこに魅力を感じて入庁したのですが、他方で、ITシステム担当者として、隣に座っている同僚が快適に仕事をできるようにサポートするのも、また得がたい充足感があります。そして、同僚が快適に仕事をできるようにすることは、その同僚の仕事を通じて、社会の役に立っているということに他なりません。

### 経験が思わぬところで役に立つ

私のバックグラウンドはデザイン系なので、ITについて専門的に学んだことはなく、自分がITシステム関係の仕事をすることになるとは、正直想像していませんでした。しかしながら、学生時代に授業や制作で簡単なプログラミングや電子工作を扱ったことがあったので、その経験が現在の仕事に活かされています。また、ユーザー視点で行うデザインの考え方、システムの企画や設計に大いに役立っていると感じます。

意匠審査官の仕事には、審査やITシステム関係以外にもたくさんの種類があります。また、審査業務の中においても、多種多様な分野のデザインを審査することになります。興味があることは広く学び、そして趣味や遊びでも色々な経験をしておくと、思わぬところで役に立つかもしれませんね。

## 育児中でも審査 + $\alpha$ の充実した業務 少数精鋭の温かい職場環境



### 育児中でも審査 + $\alpha$ の充実した業務

私が入庁した頃、現在のようにワークライフバランスという概念は一般的ではありませんでしたが、意匠審査官の約半数が女性職員で、仕事と育児を両立している先輩がたくさん居ました。そういうロールモデルとなる先輩方をごく自然に間近で見ながら、自分のキャリアを積みづけられたのは、大変心強いことでした。

私が産休を取得していた間に新型コロナウィルスが大流行し、世の中は激変し、特許庁での働き方にもずいぶん大きな変化がありました。ですが、この仕事は育児をしながら働き続けられるというゆるぎない信頼があったため、復帰時にも大きな不安はありませんでした。

実際、復帰後は子どもの病気など想定外の問題発生が日常茶飯事ですが、フレックスタイム、テレワーク、看護休暇など柔軟な働き方を支える制度をフル活用することで、乗り越えられています。充実した制度があり、それを気兼ねなく活用できる雰囲気のおかげで、復帰直後

から、意匠審査だけではなく、意匠の品質管理業務や審査基準の改訂業務など幅広い責任ある業務を経験し、成長ややりがいを感じながら仕事と育児の両立を実現することができます。

### 少数精鋭の温かい職場環境

意匠審査官は、50人程度と人数が少ないからこそ、それぞれの職員が柔軟な働き方を尊重しつつ、責任ある仕事に従事しています。私が日々やりがいを感じつつ働くことができているのは、心強い周りの配慮のおかげです。会議中、保育園の迎えの時間が迫っているとき、「時間が来たらいつでも抜けていいからね！」という一言をさりげなく自然にかけてもらえる、そんな温かい雰囲気があります。

先輩方が少しづつ環境を整えてきたように、これからも時代に即して働き方や業務の進め方をアップデートしていくことと思います。これまで周囲に支えてもらったように、いずれ私も支える側になり、今これを読んでいるかもしれない未来の意匠審査官がより良い働き方ができるよう貢献できればと思います。

# 意匠制度の魅力を、もっと知ってもらいたい 普及啓発はまさに「デザイン」！



## 意匠制度の魅力を、もっと知ってもらいたい

皆さんは今、意匠権のことをどれくらい知っていますか？私は意匠課で意匠制度の普及啓発を担当していますが、意匠権は、特許権、商標権、著作権など他の知的財産権と比べて、日常的に意識される機会が少ないという現状を実感することが多いです。

しかし、デザインに興味があるてこのパンフレットを読んでいる皆さんであれば、デザインが大きな価値創造に繋がっていることや、それを真似されないよう保護したいと思う気持ちはよく理解できるかと思います。

このように、デザインという自身の財産を守りたい人は多い反面、意匠制度のことが十分に知られていない現状の中で、とりわけ重要となるのが普及啓発です。どんなに良い政策も、国民にきちんと伝わっていかなければその価値を発揮できないのです。

現在意匠課では、意匠制度の普及啓発を重点項目に据え、学生、初心者、中小

企業、弁理士、デザイナー、海外のユーザーなど、多種多様な層に向けて、説明会やセミナーの実施、パンフレット作成などに取り組んでいます。

私自身は、大学生向けの講義や、特許庁へ見学に訪れた方に向けた意匠制度の説明を担当する機会が多いです。また、昨年度は海外に居る日本の意匠制度ユーザーに向けた、英語のパンフレットも作成しました。

意匠審査官の業務は多岐にわたりますが、普及啓発一つを取ってみても、デザインに関する専門性やものづくりをしている立場の方への理解が大いに役立ちます。皆さんも是非、国家公務員として、デザインや意匠制度の魅力を幅広く発信してみませんか？

## 普及啓発はまさに「デザイン」！

意匠制度は意匠法に基づいて運用されているので、時には、複雑な規定や制度運用を、法令に沿って正しくかつ分かりやすく説明することが求められる場合もあります。

相手の興味を惹きながらも、正しさ・分かりやすさを失わないようバランスを取ることは容易ではありません。しかし、

意匠課 企画調査班  
意匠分類企画係長/  
総務課 広報室（当時）  
  
NARA, Hinako  
奈良 日向子  
  
<主な経歴>  
2019年 特許庁入庁  
2019年 審査第一部 環境・基盤意匠 審査官補  
2021年 審査第一部 生活・流通意匠 審査官補  
2023年 審査官  
2023年 意匠課 企画調査班 意匠分類企画係長/  
総務課 広報室



# 意匠審査官の一週間

意匠審査官は、日々どのような業務を行っているのでしょうか？  
ほんの一例ですが、審査官補と課長補佐の一週間の業務の様子をご紹介します。

審査官補の一週間

**月**

自分が審査を担当する出願の内容を確認。願書と図面の記載から、その物品等の形状を理解することはもちろん、それを使う人や購入する人の目線に立って、使用するときの状況等についても考えます。確認できたら、検索システムを使って、先行意匠のサーチを開始します。

**火**

庁内で実施される技術研修に参加。この日は、企業のデザイナーの方から、製品やサービスのデザイン、さらには、デザインを中心に据えた経営手法について講演していただきます。普段は聞くことのできない貴重なお話は、非常に興味深いものばかりです。

**水**

指導審査官と案件協議。サーチ結果から、自分なりに類否判断の方向性をまとめ、審査経験豊かな指導審査官に相談します。判断に悩む時もありますが、審査長も交えてじっくり話し合い、最終的に納得のいく結論を導き出します。

**木**

外勤で担当の物品分野の展示会へ。実際に製品を間近で見たり、ブースにいる企業の方から説明を受けたりすることで、その分野のデザイン動向や製品の使用方法を学ぶことができます。質の高い審査を行うためにも、展示会には積極的に足を運んでいます。

**金**

いよいよ判断を終えた案件について、出願人に通知する書類を作成します。拒絶理由通知を作成する際には、相手に少しでも納得していただけるよう、判断理由や根拠条文を明確にし、今後の応答方法についても丁寧に記載するように心掛けています。

課長補佐の一週間

**月**

国際協力課  
意匠政策班  
課長補佐（当時）  
  
ISHIKAWA, Amano  
石川 天乃  
  
<主な経歴>  
2016年 特許庁入庁  
2020年 審査官/意匠課企画調査班 意匠分類企画係長  
2020年 意匠課企画調査班 企画調査係長  
2022年 財務省 東京税関 知的財産センター 意匠担当  
2024年 国際協力課 意匠政策班 課長補佐

**火**

日本が主催する新興国の知財庁職員向けの研修が始まりました。今日は、新興国の研修生による各国の意匠制度についての発表会に参加し、海外の意匠制度の現状や今後の制度動向について理解を深めます。国内外における意匠保護を巡る課題への対処検討や、海外との協力関係を築く上で、日々の情報収集も仕事の一つです。

**水**

新興国の知財庁職員向けに、自身の審査経験を交えて、国際意匠登録出願の審査実務についての講義を行います。講義内容に限らず、日本の意匠制度に関してもたくさん質問をいただけたことを嬉しく思ながら、研修生と交流を深めました。

**木**

意匠分野の国際協力の枠組みである「意匠五府（ID5）会合」の年次会合とユーザーセッションの開催に向けて、会場の担当者や開催支援事業者との打合せを行います。意匠五府の職員に加え、国内外の意匠制度ユーザーが参加するので、円滑な運営を目指して入念に準備を進めます。

**金**

意匠五府（ID5）会合の協力プロジェクトについて、庁内関係者で進捗確認の打合せを行います。また、有意義な意見交換の下、日本の新規提案プロジェクトが年次会合で採択されるよう、意匠五府の担当者ともメールで事前調整を進めます。

来週からスイス・ジュネーブにある世界知的所有権機関（WIPO）で始まる国際会合に向けて、出張行程や会合で発言する内容の最終確認を行います。忘れ物がないか確認し、出張準備は万端です。緊張しますが、気を付けて行なってきます！

# 若手座談会～意匠審査官はどんな仕事？～

ここに集まつたのは若手の審査官補の5人。どのようなきっかけで意匠審査官を志望し、入庁してからどのような経験を積み、そして今、何を思うのか。彼ら・彼女らに語ってもらいました。



## —意匠審査官を志望した理由は何ですか？

**S.S.** 学生時代、美術学部に在籍しており、作品を作る学生・作品制作を仕事にした人に囲まれて過ごす中で、創作者を守る仕事に興味を持ったからです。デザインは消費者の購買行動に大きな影響力を持つ一方、外形状であるため模倣されやすいという側面があります。そういうデザインの保護体制を確実なものとすることで、創作者の安心を守る一助となると思い、志望しました。

**R.U.** 学生時代は建築を専攻しており、初めはがむしゃらに手を動かしながら形を作っていましたが、授業でデザインの歴史を学ぶ中で、機能的・実用的な形に興味を持つようになりました。手を動かすのも好きですが、形を生み出す理論的な裏付けも同様に好きで、意匠審査官という仕事は、「意匠」が元々好きな分野だったことに加え、「審査」という理性的な響きに心ひかれ志望しました。

**Y.U.** 大学では造形表現について研究しており、日常においても、美術かデザイ

ンかに関わらず、造形表現を鑑賞することが好きでした。美術でもデザインでもない自分の専攻は就職に結びつきづらいのではないかと感じていたのですが、意匠審査官なら自分の得意なこと・好きなことを何かしらの形で活かせるのではないかと思って目指し始めました。

**K.N.** ものづくりが好きで、インテリアや建築を勉強してきましたが、手を動かすことを仕事にしたいとはあまり思わず、他にどのようなデザイン関係の仕事があるのか調べていた時にこの仕事を知りました。

**R.U.** 「役所」というものは、FAXやハシコなどの非効率なものが根強く残っているイメージがありました。特許庁は、必要な書類の作成はほとんどPC上で完結するように巨大なシステムが整備されており、かなりデジタル化が進んでいる印象を受けました。

**D.K.** 大学時代、特になりたい職種があるわけでもなく漠然と公務員試験の勉強をしていたときに、偶然意匠審査官の仕事を知り、興味を持ちました。個別業務説明会で審査業務の内容やそのやりがいについて話を伺い、「面白そう！これやりたい！」と直感的に思い、さらに仕事を通じて社会の役に立てるに魅力を感じ、意匠審査官を志望しました。

## —実際に入庁して、職場の印象は変わりましたか？

**K.N.** 公務員なので堅い人が多いのかなと思っていたのですが、入庁してみると、親切で穏やかな人が多かったです。業務外でも時折親睦会を開催していましたり、部活動に参加されている方がいたりと職員同士のつながりを大切にしていると感じました。

**R.U.** 「役所」というものは、FAXやハシコなどの非効率なものが根強く残っているイメージがありました。特許庁は、必要な書類の作成はほとんどPC上で完結するように巨大なシステムが整備されており、かなりデジタル化が進んでいる印象を受けました。

**Y.U.** 入庁してから審査官になるまでに2~4年かかるので、民間企業に就職した友人などと比較すると一人前になるまでの期間が長いと思います。ただ、その分研修にじっくりと取り組む環境が用意されていて、自分としてはむしろ働きやすさにつながっていると感じています。

**D.K.** 私は、審査業務はずっと審査室で書類とにらめっこしているという印象でしたが、企業との意見交換や展示会への参加等、庁外での業務の機会が思ったより多くありました。積極的に行動すれば様々な場所で学びの機会が得られるることは入庁前の印象とは違う部分でした。

## —印象に残っている研修・業務は何ですか？

**D.K.** 直前の話と重なりますが、企業との意見交換のため、冬の北海道に赴いたことです。大雪が降っても無事業務を遂行できるように計画を立てるのは大変でしたが、北海道という地域ならではのデザインの課題を伺うことができ、大変勉強になりました。他にも愛知、大阪、山口、愛媛など、色々なところに出張に行ってきました。

**S.S.** 私も出張したときの経験になりますが、デザイン史の教科書にも載っているような有名デザイナーの事務所を訪問したことが印象的でした。日本デザインのトレンド、海外デザインとの対比、ご自身のデザイン観などについて、1~2時間ほどお話を伺うことができ、意匠制度に期待されている役割の大きさを自覚して、身の引き締まる思いでした。

**S.S.** 私も出張したときの経験になりますが、デザイン史の教科書にも載っているような有名デザイナーの事務所を訪問したことが印象的でした。日本デザインのトレンド、海外デザインとの対比、ご自身のデザイン観などについて、1~2時間ほどお話を伺うことができ、意匠制度に期待されている役割の大きさを自覚して、身の引き締まる思いでした。

## —学生時代の勉強・経験が業務に活かせたなと思ったのはどんな時ですか？

**R.U.** 建築を専攻していたので、立体把握の能力と、あとはレポートを書いた経験も業務に活かせていると思います。意匠登録出願においては多くの場合図面を用いて意匠の形態を表現します。審査を行って、2次元の図面から脳内で立体を想像する力が必要不可欠だと思います。

**R.U.** とある世界的な大規模イベントに使われるデザインを、入庁して間もなく審査したことが印象に残っています。創作者にかかわらず意匠の分類が何なのかで審査の担当者が振り分けられるので、運次第ですが入庁しても超有名なデザインの審査に携わることがあります。

**Y.U.** 私は自分が審査した商品がドラッグストアに売られていることが多くて、見かけたときにはつい購入してしまうこともあります（笑）

研修といえば、語学研修は、通常であれば多額な費用を支払うようなハイレベルな英会話レッスンを、研修の一環とし

て受講できたことがとても有り難いと感じました。先日海外旅行に行った際も、英会話スキルが役に立ちました。来年以降は他の言語の研修も受けてみたいですね！

## —業務をしていて困難に感じたことは何ですか？

**Y.U.** 初めて担当案件を拒絶査定にしたとき。自分の調査や判断によって出願人が権利を取得できなくなってしまうことに大きな責任を感じました。法律や審査運用を十分に理解した上で審査を行わなければならぬいため、自信を持って判断を下すために調査をたくさんしました。

**S.S.** 私も担当案件を拒絶にするか登録にするかの判断が難しいと感じます。判断に迷った時は、指導審査官や決裁者に相談して多角的な視点を得るように心がけています。

**K.N.** 特に産業用機械器具のような今まで全く知らないものを審査するとき、出願された物品がそもそも何なのか、どうやって使うのかなどを理解することに苦労しました。ですが、特許の文献まで調査範囲を広げたり、インターネットで検索してみたりすることで新しい知識を身につけることができて興味深かったです。

## —学生時代の勉強・経験が業務に活かせたなと思ったのはどんな時ですか？

**R.U.** 建築を専攻していたので、立体把握の能力と、あとはレポートを書いた経験も業務に活かせていると思います。意匠登録出願においては多くの場合図面を用いて意匠の形態を表現します。審査を行って、2次元の図面から脳内で立体を想像する力が必要不可欠だと思います。

**S.S.** 入庁してから現在まで、指導者に恵まれているなと感じことが多いので、将来は、私を導いてくださった指導審査官のように審査知識が豊富な審査官になって、後進の育成に従事したいと考えています。

**R.U.** プロダクトや建築、グラフィック等の狭義の意匠は、経営などを含む広義のデザインに比べて前時代的といわれることがあります。時代の変化の中であっても狭義の意匠の変わらない価値を伝えると共に、そのための意匠制度を柔軟にデザインしていきたいと思います。

**S.S.** 立体把握といえば、私の専攻は絵

画制作だったので、長年で培ったデッサン力は、図面からその形状を立体的に把握することに役立っていると感じます。前後・左右・上下から見た図だけでは立体を想像しづらい時には、自分で斜視図を描いてみることもあります。

**D.K.** 皆さんと違う角度からの話になりますが、学生時代、試験勉強などをできるだけ計画的に進めてきた習慣が、審査業務に活きていると思います。審査は自分のペースで進められる反面、自ら計画的に案件を管理して処理しなければ審査が遅延してしまうこともあるんです。

## —最後に、将来はどんな職員を目指したいと思うか、教えてください。

**K.N.** まずは、審査官補として自分の担当分野の出願と真摯に向き合い、法律や審査基準、内部システムなど多くの知識も身につけて、一人前の審査官になりたいです。将来的には、経験豊富な頼れる職員になりたいと思っています。

**D.K.** 意匠審査がしたい！という思いで入庁しましたが、意匠審査のみならず、意匠に関する多種多様な業務には好奇心をもって意欲的に取り組み続けられる職員を目指しています。

**Y.U.** 公務員という職種の性質上、数年毎に異動があり、多種多様な業務を行うチャンスがあると思います。意匠という軸は持ちつつ、審査以外の行政官としての業務に携わることで、ゼネラリストとして長期的に成長したいです。

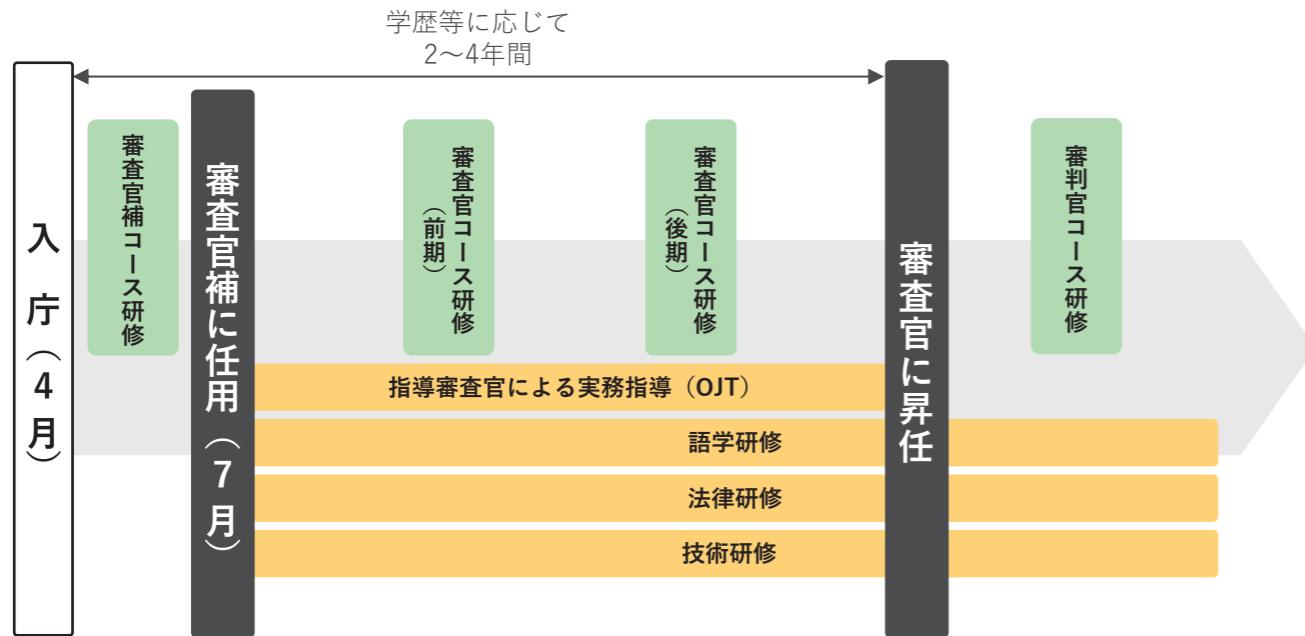
**S.S.** 入庁してから現在まで、指導者に恵まれているなと感じが多いので、将来は、私を導いてくださった指導審査官のように審査知識が豊富な審査官になって、後進の育成に従事したいと考えています。

**R.U.** プロダクトや建築、グラフィック等の狭義の意匠は、経営などを含む広義のデザインに比べて前時代的といわれることがあります。時代の変化の中であっても狭義の意匠の変わらない価値を伝えると共に、そのための意匠制度を柔軟にデザインしていきたいと思います。



# 充実した研修制度

## 入庁後の主な研修制度



意匠審査官には、デザインだけでなく、法律に関する高度な知識も求められます。そのため、入庁から審査官に昇任するまでの審査官補の期間には、法律や審査実務の知識を学ぶための研修や指導審査官による実務指導などの体系的な育成プログラムが用意されています。これにより、審査官に求められる基礎知識を習得することができます。

また、審査官として更なるスキルアップに対応した研修メニューも充実しています。主な研修の内容は以下のとおりです。

### 審査官補コース研修

入庁後の約3か月間をかけて、法令・条約、審査実務の初步的な知識を修得します。この研修を修了すると、審査官補に任用されます。

### 審査官コース研修（前期・後期）

審査官補の期間に、法令・条約、審査実務の専門知識を前期（約2か月間）・後期（約1か月間）の2回に分けて習得します。この研修を修了すると、審査官に昇任します。

### 法律研修

法律専門家による講演、大学法学部への派遣聴講により、産業財産権法やその周辺の様々な法律の知識を習得します。

### 技術研修

デザイナーによる講演、展示会や見本市への派遣参加により、最新の製品やデザインに関する知識を習得します。

### 留学制度

海外の大学に留学し、先端のデザインに関する研究を行います。



# 働き方改革の推進

## ペーパーレス化の推進

特許庁は、いち早くペーパーレス化に取り組んできた官公庁の一つです。1990年には電子出願（自宅や会社のパソコンからオンラインで出願する方法）を開始しており、現在、特許庁への電子出願率は約94%に達しています。

意匠審査においても、近年ペーパーレス化をさらに進展させべく、出願図面を印刷することなく審査を実施するためのツールを内製開発したり、全員が3つの画面を使用しながら審査できる環境を整える取組を行っています。



## テレワークの推進

特許庁は、特にコロナ禍以降、テレワークを導入しています。5類感染症移行後も、職員の多様な働き方を促進するため、引き続きテレワークを推進しています。

意匠課・意匠審査部門では、現在も、ほとんどの審査官（補）が週に約1~2回の頻度でテレワークを実施している状況です。

テレワーク環境でも府内外と密にコミュニケーションを取つて効率的に業務を進められるよう、オンライン会議システム等を完備しています。このツールは、テレワーク時はもちろんですが、オンライン形式のセミナー・研修や会議に参加する際にも日々活用しています。



## フリーアドレス制の導入

現在、特許庁全体として、組織内の交流活性化や、スペースの有効活用を目的として、執務室のフリーアドレス化を進めています。

意匠審査官が多く所属する意匠課・意匠審査部門でもフリーアドレス制を導入しており、日々それぞれの業務内容に合った座席で業務を行っています。例えば、電動昇降式の座席やオープンな会議スペース、オンライン会議用ブースなど（右側写真参照）、多様な業務に対応した座席・エリアが用意されています。



## ワーカーライフバランス支援制度

特許庁全体として、仕事と家庭生活の両立を支援する制度が多数あります。

例えば、フレックスタイム制や早出遅出勤務（始業・就業時刻を変更）を利用して、ライフスタイルに合わせた勤務時間帯を選択することができます。また、産前産後休暇、育児休業（3歳未満の子の養育のため）、配偶者出産休暇といった休暇・休業制度も充実しています。



# 採用情報

意匠審査官は、特許庁へ出願される様々な物品、建築物、画像のデザイン（意匠）の審査を行う国家公務員です。また、審査のほか、意匠に関する施策の企画立案、制度設計、国際業務普及支援、ITシステム開発など、活躍の場面は多岐にわたります。

## 意匠審査官になるには

特許庁で行う「特許庁意匠審査職員採用試験」（試験区分：意匠学）（国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）相当）を受験し、合格する必要があります。この試験の詳細については、以下の特許庁HPに掲載される「受験案内」をご覧ください。

### ●意匠審査官の採用について

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/isho/saiyo-info/index.html>

（参考）2025年度 特許庁意匠審査職員採用試験

- 申込受付期間 2025年2月3日（月）～3月3日（月）
- 第1次試験 2025年3月16日（日）
- 第2次試験 2025年4月13日（日）
- 第3次試験 2025年6月上旬
- 試験地 東京都（※特許庁霞が関本庁舎）

試験に関するお問い合わせ先

特許庁 総務部 秘書課 任用第一係  
TEL : 03-3581-1101（内線2016）

## 採用後の待遇（2025年4月時点）

給与	行政職俸給表（一） 2級1号俸 (2級11号俸)	276,000円 (293,760円)
----	--------------------------------	------------------------

※（）書きは大学院修士課程修了者の場合の例

※ 地域手当含む（扶養手当は考慮されていません。）

上記のほか次のような諸手当が支給されます。

扶養手当	扶養親族として 配偶者(月額3,000円) 子(月額11,500～16,500円)等
住居手当	借家（賃貸のアパート等）に住んでいる者等に、月額最高28,000円
通勤手当	交通機関等を利用している者に、1箇月当たり最高150,000円
本府省業務調整手当	本府省内部局の業務に従事する者 (8,800円：行政職（一）2級の定額)
期末手当・勤勉手当	1年間に俸給等の約4.6月分

## 勤務時間・休暇

勤務時間は原則として1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日等は休みです。

年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、採用の年は15日。残

日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引など）及び介護休暇等が利用できます。また、両立支援のための育児休業等の制度があります。

## 勤務地

霞が関本庁舎（東京都）での勤務が基本となります。一時的な出向等のため、霞が関本庁舎以外の場所（海外含む）に勤務する可能性もあります。

## 採用実績

採用年度	2023年度	2024年度	2025年度
意匠学	3 (2)	3 (3)	4 (2)

※（）内は女性の内数

## Q & A

- Q.** 意匠審査官のバックグラウンドを教えてください。  
**A.** 意匠審査官（補）の学生時代の専攻は、デザインに限らず、美術、建築、芸術学（美学や美術史）など様々です。

**Q.** 採用実績のある大学を教えてください。

**A.** 近年採用実績のある大学は、大阪市立大学、京都工芸繊維大学、工学院大学、千葉大学、筑波大学、東京学芸大学、東京藝術大学、東北大大学、広島大学、武蔵野美術大学、早稲田大学などです。（大学名は50音順）

**Q.** 学部卒、院卒（修士卒、博士卒）で入庁後に違いはありますか？

**A.** 大学院等で研究に従事した期間を考慮して待遇が決定されます。学部卒では入庁から4年後に審査官に昇任するのが一般的ですが、修士卒は3年後、博士卒は2年後に審査官に昇任することができます。審査官昇任後の業務内容、キャリアパスに違いはありません。

**Q.** 過去の採用試験問題を入手することはできますか？

**A.** 過去の試験問題の一部は、特許庁HP「過去の試験問題について」で確認することができます。また、情報公開制度により、過去5年分までは試験問題を取り寄せることもできます（有料）。請求は、郵送または特許庁の情報公開推進室窓口で受け付けています。

### ●過去の試験問題について

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/isho/saiyo-info/kakomon.html>

### ●特許庁の情報公開へようこそ

<https://www.jpo.go.jp/news/kokai/jpo-jouhou/index.html>

情報公開に関するお問い合わせ先

特許庁 総務部 秘書課 情報公開推進室  
TEL : 03-3581-1101（内線2767）

## イベント情報

意匠審査官が参加予定の業務説明会・セミナーに関する情報は、特許庁HPの「イベント情報」に随時掲載しています。

### ●イベント情報について

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/isho/event/index.html>

主なイベントは以下のとおりです。

### 意匠サマー/ウィンタープログラム

業務紹介の他、審査業務演習や若手職員との座談会なども実施する1day職場体験プログラムを、夏・冬の年2回開催しています。

### セミナー型説明会（人事院等主催）

人事院主催、特許庁主催等の様々なセミナーで業務紹介を行います。

### 個別業務説明

皆さんの興味に合わせて、意匠審査業務や意匠制度などに関する説明をマンツーマンで行う個別の業務説明を随時実施しています。オンラインでも実施していますので、ご自宅からでも参加できます。

個別業務説明に関するお問い合わせ先

特許庁 審査第一部 意匠課 企画調査班  
TEL : 03-3581-1101（内線2907）  
E-mail : PA1530@jpo.go.jp

### 特許庁HP「イベント情報」

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/isho/event/index.html>



### 特許庁HP「採用情報」

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/isho/saiyo-info/index.html>



### 特許庁HP「過去の試験問題について」

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/isho/saiyo-info/kakomon.html>



## 周辺MAP

